

京都市告示第578号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上賀茂経217号線	北区上賀茂中山町14番地の12地先から 同町14番地の9地先まで	メートル 41.00	メートル 6.00 ~ 10.80
西紫野経35号線	北区紫野下築山町18番地地先から 同町13番地地先まで	49.00	6.67 ~ 8.50
西寺経23号線	南区唐橋琵琶町55番地の8地先から 同区唐橋南琵琶町11番地の5地先まで	93.60	6.00 ~ 12.03
松尾御陵経52号線	西京区御陵内町10番地の1地先から 同町11番地の2地先まで	91.00	6.00 ~ 10.50

(建設局土木管理部道路明示課)